

山梨県公報

号外第十五号

平成二十九年

三月二十九日

水曜日

目次

条 例

- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県個人情報保護条例等の一部を改正する条例……………三
- 山梨県職員定数条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例……………四
- 山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例……………一三
- 山梨県消費生活条例の一部を改正する条例……………一三
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一三
- 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一七
- 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………一九

条例のあらまし

- **山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例** (条例第六号) (市町村課)
 - 1 知事の権限に属する事務のうち次の法令に係る事務の一部について、新たに市町村が処理する事務とすることとした。
 - (一) 建築基準法
 - (二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - 2 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に係る事務の一部について

て、処理する市町村を拡大することとした。

- (一) 国有財産法及び国有財産法施行令
- (二) 公有地の拡大の推進に関する法律
- (三) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (四) 山梨県公有財産事務取扱規則

3 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県個人情報保護条例等の一部を改正する条例** (条例第七号) (行政経営管理課)

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 情報提供等記録の定義に、独自利用事務について情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行った場合の記録を加えることとした。
- (二) 情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先に、独自利用事務の情報連携に係る条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えることとした。
- (三) その他規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行することとした。

○ **山梨県職員定数条例の一部を改正する条例** (条例第八号) (人事課)

1 警察活動の強化を図るため、警察職員の定数を七人増員することとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例** (条例第九号) (人事課)

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

実親の同意が得られずに養子縁組里親となれない職員に委託されている子についても、育児休業等の対象とする。
- (二) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正
 - (1) 介護休暇取得可能期間(六月)を三つの期間に分割して取得できることとする。
 - (2) 介護休暇とは別に、連続する三年の期間内において、介護のため一日につき二時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設ける。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例** (条例第十号) (人事課)

1 最近の社会情勢の変化に鑑み、働きながら介護がしやすい環境の整備などを図るた

事課)

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員定数条例の一部を改正する条例** (条例第十号) (人事課)

め、次の改正を行うこととした。

(一) 条例の題名を「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」に改める。

(二) 加齢に伴う諸事情等により通常の勤務時間の勤務を希望しない五十歳以上の職員について、勤務時間を減じつつ定年までの勤務を可能とする。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）

（人事課）

1 一般職の国家公務員の配偶者同行休業制度の改定に鑑み、配偶者同行休業の初回延長申請時において、配偶者の外国勤務の満了日が確定していなかった場合に限り、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができることとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）（森林環境総務課）

1 公益財団法人山梨県林業公社の解散により県へ分取林事業が承継されるため、特別会計の事業の内容を「恩賜県有財産の管理」から「恩賜県有財産及び分取林事業に係る財産の管理」に改めることとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）（建築住宅課）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請等に係る手数料を定める。

(二) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料に、簡易な評価方法による申請の手数料を加える。

(三) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）（市町村課）

1 リニア中央新幹線の建設を促進するため、元利補給金の交付対象となる事業に「中央新幹線の建設促進のための建設事業」を追加することとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県消費生活条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）（消費生活安全課）

1 地域における消費者安全の確保に関する施策を一層推進するため、知事が、消費者安全の確保に関する活動を行わせるために委嘱するものに消費生活協力団体を加えることとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）（子育て支援課）

1 児童福祉法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 情緒障害児短期治療施設の名称を「情緒障害児短期治療施設」から「児童心理治療施設」に改める。

(二) 児童心理治療施設長等の資格要件について、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事等した期間も、児童心理治療施設において児童の指導に従事等した期間とみなす旨の経過措置を設ける。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（企業立地・支援課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削ることとした。

2 条例の題名を「山梨県産業技術センター諸収入条例」に改めることとした。

3 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（障害福祉課）

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、厚生労働省令に従う等して次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正
指定就労継続支援A型事業者は、事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにする等の改正を行う。

(二) 山梨県障害福祉サービスの事業等に関する基準を定める条例の一部改正
就労継続支援A型事業者は、事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにする等の改正を行う。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**（条例第十九号）（障害福祉課）

1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定放課後等デイサービス事業者が配置すべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とする等の改正を行う。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第六号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の三の項中「中央市」を「甲州市 中央市」に改める。

第二条の表九の項中テをアとし、ムからエまでをウからテまでとし、同項ラの次に次のように加える。

ム 法第六十条の三第一項第三号の規定による特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理

第二条の表十九の四の項中「昭和町」を「昭和町 西桂町」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「富士川町」を「富士川町 西桂町」に改め、同項を同表二十二の九の項とする。

第二条の表中二十二の七の項を二十二の八の項とし、二十二の六の項の次に次のように加える。

二十二の七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第五十三条第一項の規定による法第五十二条第一項に規定する支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。ロにおいて「支給認定」という。）の申請に対する審査（法第五十四条第一項に規定する所得の状況に係るものに限る。）

ロ 法第五十六条第一項の規定による支給認定の変更の申請に対する審査（法第五十四条第一項に規定する所得の状況に係るものに限る。）

全市町村

第二条の表三十四の項中「中央市」を「甲州市 中央市」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表二の三の項、十九の四の項及び二十二の九の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表二の三の項、十九の四の項及び二十二の九の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第七号

山梨県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（山梨県個人情報保護条例の一部改正）

第一条 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

（山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち山梨県個人情報保護条例第二条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に一項を加える改正規定中「第二項」を「第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。第三十六条において同じ。）」に改める。

第二条のうち山梨県個人情報保護条例第三十六条の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは

条例事務関係情報提供者」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第八号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一、六六〇人」を「一、六六七人」に、「二、九七一一人」を「一、九七八一人」に改める。

附則第三項中「千六百七十五人」を「千六百八十二人」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第九号

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第二条第四号イ(1)中「次条第三号及び第三条第七号」を「第二条の三第三号及び第三条第八号」に改め、同号イ(2)を次のように改める。

- (2) その養育する子が一歳六か月に達する日（第二条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（当該任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第四号口中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「子の一歳到達日」

を「子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）」に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第三号中「子が一歳六か月に達する日」を「子の一歳六か月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。
- イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 育児休業をしている職員が、第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことににより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十条第二項中「を承認されている」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「に係る」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「子を」を「子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)」を「同条第二項中「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「前項」を「前項第一号及び第二号の規定は適用せず、同項」に、「子」を「子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第八条の三第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「あるのは」第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより

により当該要介護者を介護」を「あり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第十五条第一項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。))における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第十一条第一項中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

第十五条第一項中「職員が」の下に「要介護者」を、「もの」の下に「を」をいう。以下この項、次条第一項及び別表において同じ。を加え、「勤務」を「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第一項において「指定期間」という。))内において勤務」に改め、同条第二項中「前項に規定する者の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、山梨県職員給与条例第四条、山梨県学校職員給与条例第十八条又は山梨県警察職員給与条例第四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は山梨県警察職員給与条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第十七条(見出しを含む。))中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

別表十一の項中「六十分」の下に「以内」の期間を加え、同表十五の項中「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。))」を「要介護者」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の出出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

3 第三条の規定による改正前の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十八条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員であつて、施行日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第三条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十六条第一項に規定する指定期間については、県教育委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該学校職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十号

山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例

第一条中「、第三項及び第四項の規定に基づき、職員の修学部分休業」を「に規定する修学部分休業及び法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」に改める。

第三条を次のように改める。

（修学部分休業中の給与）

第三条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山梨県職員給与条例

（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第四条、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第十八条又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき給料の月額（給料の調整額及び就職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の現日数から当該年度の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下この条において「県職員勤務時間条例」という。）第三条第一項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下この条において「学校職員勤務時間条例」という。）第四条第一項に規定する週休日又は県職員勤務時間条例第九条又は学校職員勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに七・七五を乗じたもの（県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員にあつては、人事委員会規則で定めるもの）で除して得た額を減額して給与を支給する。

第四条の次に次の五条を加える。

（高齢者部分休業の承認等）

第五条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、五十歳とする。

3 法第二十六条の三第一項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す高齢者部分休業の初日は、前項に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日とする。

4 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下この項及び次項並びに第七條において同じ。）の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

5 第一項の規定は、休業時間の延長の承認について準用する。

（高齢者部分休業の承認を受けた職員の退職手当の取扱い）

第六条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかつた場合には、その勤務しなかつた期間の二分の一に相当する期間を山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項中

「前各項」とあるのは「前各項及び山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）第六条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第六條」とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し等）

第七条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(準用)

第八条 第三条の規定は、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の支給について準用する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(山梨県職員給与条例の一部改正)

2 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「山梨県職員の修学部分休業に関する条例」を「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」に、「以下「修学部分休業条例」を「次号において「修学部分休業等条例」に改め、同項第三号中「修学部分休業条例第二条」を「修学部分休業等条例第二条若しくは第五条」に改める。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

3 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「山梨県職員の修学部分休業に関する条例」を「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」に、「以下「修学部分休業条例」を「次号において「修学部分休業等条例」に改め、同項第三号中「修学部分休業条例第二条」を「修学部分休業等条例第二条若しくは第五条」に改める。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

4 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「山梨県職員の修学部分休業に関する条例」を「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」に、「以下「修学部分休業条例」を「次号において「修学部分休業等条例」に改め、同項第三号中「修学部分休業条例第二条」を「修学部分休業等条例第二条若しくは第五条」に改める。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

5 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「第二十六条の二第一項」の下に「又は第二十六条の三第一

項」を加える。

山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十一号

山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山梨県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第十二条」を「第六条第二項及び第十二条」に改める。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他これに準ずる事情として人事委員会規則で定めるものとする。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十二号

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例

山梨県特別会計設置条例(昭和三十九年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正する。

本則の表第一号中「の管理」を「及び分収林事業に係る財産の管理」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十三号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の百八十四の項金額の欄イ中「適合証」を「適合証等」に、「当該申請」を「当該申請」に、「書類」を「書類その他の書類であつて別に知事が指定するもの」に改め、同欄口中「適合証」を「適合証等」に改め、同欄口(2)(三)及び(四)を次のように改める。

(三) 非住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項において「誘導基準」という。）に適合することを確認する方法として、別に知事が定める簡易な評価方法（四(イ)において「モデル建物法」という。）を用いる場合 非住宅の部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 当該床面積が三百平方メートル以内である場合 八万三千円
- (ii) 当該床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内である場合 十四万円
- (iii) 当該床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内である場合 二十二万七千円
- (iv) 当該床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内である場合 二十九万六千円
- (v) 当該床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内である場合 合 三十五万六千円
- (vi) 当該床面積が二万五千平方メートルを超える場合 四十一万八千円

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 非住宅の部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合（誘導基準のうち住宅に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合する措置が講じられる場合に限る。） 十二万千円
- (ii) 当該床面積が三百平方メートル以内である場合 (i)に掲げる場合を除く。) 二十万九千円
- (iii) 当該床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内である場合 三十三万八千円
- (iv) 当該床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内である場合 四十八万三千円
- (v) 当該床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内である場合

五十九万五千円

(vi) 当該床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内である場合 合 七十万四千元

(vii) 当該床面積が二万五千平方メートルを超える場合 八十万三千円

(四) 工場等の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 誘導基準に適合することを確認する方法として、モデル建物法を用いる場合 工場等の部分の床面積の(二)(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(二)(イ)に定める金額と同一の金額

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 工場等の部分の床面積の(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(二)に定める金額と同一の金額

別表第二の百八十五の項金額の欄イ及びロ中「適合証」を「適合証等」に改め、同項の次に次のように加える。

| 百八十五の二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 | 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | (1) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号ロに掲げる基準である場合 当該申請に係る非住宅部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 三万六千円 (二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 九万千円 |

- ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準である場合 当該申請に係る非住宅部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 十四万円
- (二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 二十二万七千円
- (三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 二十九万六千円
- (四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 三十五万六千円
- (一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 四万七千円
- (二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 九万七千円
- (三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 十四万四千円
- (四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 十七万八千円
- (五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 二十二万七千円
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該申請に係る非住宅部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 四万七千円
- (二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 九万七千円
- (三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 十四万四千円
- (四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 十七万八千円
- (五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 二十二万七千円

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>百八十五の三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能</p> | <p>(五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 四十一万八千円</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該申請に係る非住宅部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 三十五万三千円</p> <p>(二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 五十万五千円</p> <p>(三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 六十二万二千円</p> <p>(四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 七十三万五千円</p> <p>(五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 八十三万八千円</p> |
| <p>百八十五の四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p> | <p>建築物エネルギー消費性能</p> | <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 非住宅部分の用途が、工場等である建築物に係る申請をする場合 百八十五の二の項イに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十五の二の項イに定める金額の二分の一に相当する金額</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 百八十五の二の項ロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十五の二の項ロに定める金額の二分の一に相当する金額</p> <p>山梨県の機関の長が通知する場合を除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 非住宅部分の用途が、工場等である建築物に係る通知をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、そ</p> |

第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能判定の通知に対する審査

適合性判定通知手数料

それぞれ次に定める金額

(1) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準である場合 当該通知に係る非住宅部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 三万六千円

(二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 九万七千円

(三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 十三万七千円

(四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 十七万七千円

(五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 二十一万二千円

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該通知に係る非住宅部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 四万七千円

(二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 九万七千円

(三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 十四万四千円

(四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 十七万八千円

(五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 二十二万七千円

ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準である場合 当該通知に係る非住宅

| | | |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>百八十五の五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保</p> | <p>建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第三項 適合性変更判定通知手数料</p> | <p>山梨県の機関の長が通知する場合を除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 非住宅部分の用途が、工場等である建築物に係る通知をする場合 百八十五の四の項イに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十五の四の項イに定める金額の二分の一に相当する金額</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 百八十五の四の項イに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十五の四</p> |
| <p>部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> | <p>建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第三項 適合性変更判定通知手数料</p> | <p>(一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 十四万七千円</p> <p>(二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 二十二万七千円</p> <p>(三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 二十九万六千円</p> <p>(四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 三十五万六千円</p> <p>(五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 四十一万八千円</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該通知に係る非住宅部分の床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 三十五万三千円</p> <p>(二) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 五十万五千円</p> <p>(三) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 六十二万二千円</p> <p>(四) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 七十三万五千円</p> <p>(五) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 八十三万八千円</p> |

(1) 非住宅部分の用途が、工場等である建築物に係る申請をする場合 百八十五の四の項イに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十五の四の項イに定める金額の二分の一に相当する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 百八十五の四の項ロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十五の四の項ロに定める金額の二分の一に相当する金額

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十四号

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

山梨県市町村振興資金条例（昭和三十七年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び市町村」を「、市町村」に、「に係る」を「及び中央新幹線の建設促進のための建設事業に係る」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けを決定された市町村振興資金については、この条例による改正後の山梨県市町村振興資金条例第七条の規定は、適用しない。

山梨県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十五号

山梨県消費生活条例の一部を改正する条例

山梨県消費生活条例（平成十七年山梨県条例第百十二号）の一部を次のように改正す

る。

第十九条の見出しを「消費生活協力団体及び消費生活協力員」に改め、同条中「消費生活協力員」を「消費生活協力団体及び消費生活協力員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十六号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次、第十六条及び第二十条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第十二章の章名を次のように改める。

第十二章 児童心理治療施設

第九十条、第九十一条第一項及び第四項、第九十二条（見出しを含む）、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条並びに第九十七条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。次項において「旧法」という。）第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した期間は、この条例による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第九十一条第四項の規定の適用については、改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（次項において「新法」という。）第四十三条の二に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した期間とみなす。

3 この条例の施行前に旧法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設の職員

小型高周波スパッタリング装置 同 三三〇円 を「構造解析装置
サーマルロボ 同 一五〇円」

「スライサー追加機器 同 二二〇円
ズーム式実体顕微鏡 同 一八〇円
小型粉砕機 同 三九〇円 を「小型粉
イオンメーター 同 一、八四〇円」

「高速度ビデオカメラ 同 一、一七〇円
縮絨洗濯機 同 八二〇円
放射電磁波測定システム 同 二、〇一〇円
「宝石顕微鏡 同 三四〇円
定温恒湿器 同 三四〇円

を「高速度ビデオカメラ 同 一、一七〇円」
「センターレスグラインダー 同 四一〇円
中型切断機 同 五二〇円
大型切断機 同 五二〇円
外周型精密切断機 同 五二〇円

を「宝石顕微鏡 同 三四〇円」に、
「観察機能付き赤外線加熱装置」
超精密加工機
レーザー顕微鏡

を「センターレスグラインダー 同 一四一〇円」に、
同 一、四九〇円
同 三、〇五〇円 を「超精密加工機
同 一、八六〇円」

「レーザー顕微鏡」
同 一、四九〇円
同 三、〇五〇円 を「超精密加工機
同 一、八六〇円」

「真空遠心铸造機 同 二、一一〇円
アパレルデザインシステム 同 八七〇円

「型紙入力装置 同 三七〇円
型紙出力装置 同 四五〇円」
を「真空遠心铸造機

「小型振動式バレル研磨装置 同 一〇〇円
電気化学測定システム 同 一九〇円」を「

「EMC測定支援システム」
CG/CAD装置(ペン型入力装置
CG/CAD装置(バイオメディカ
構造解析装置(形状最適化)

小型振動式バレル研磨装置 同 一〇〇円」に、
同 三九〇円
同 八九〇円
同 一、一五〇円
同 一、二〇〇円

「同(恒温環境試験)

ラピッド・ビスコ・アナライザー
キャピラリーガスクロマトグラフシステム
凍結乾燥機
妨害波測定装置
雷サージ試験装置(IEC対応)

耐光試験機
ミニカラー染色機
断面試料作製装置
小型イオンビームミリング装置(常温加工の場合)
同(冷却加工の場合)
赤外分光光度計

酸度計

同 一、七五〇円を
同 七五〇円
同 五三〇円
同 五四〇円
同 五九〇円
同 三四〇円
同 〇四〇円
同 二二〇円

に改める。

、九四〇円
六八〇円
、一五〇円
、六四〇円
、一七〇円
、二八〇円

別表第二号の表繊維（ニット製品及びその原材料に限る。）の項中
「編織布又は糸の
検ねん試験

強伸度試験 一 試料 一八二〇円
同 五二〇円 を「編織布又は糸の強伸度試験 一 試料 一八二〇円」

に、「同（化学的試験によるもの） 同 七五〇円 を「同（化学的試験によるもの）」
同（定量分析によるもの） 同 一、九八〇円

の（一 同 七五〇円）に、「同（乾・湿摩擦） 同（ドライクリーニング） 同 四一〇円 を「同（

乾・湿摩擦） 同（乾・湿摩擦） 同（ドライクリーニング） 同 四一〇円 を「同（

を除く。）の項中 織度試験（簡易な場合） 一 試料 一〇〇〇円 九三〇円 一〇〇〇円 垂未満の

端数があるときは、これを一〇〇〇円とする。 同（試験機による場合） 同 四一〇円 同 四一〇円

を「織度試験」 同 「織」

一一一〇円 同 「に、水

物密度の測定 同 一一〇円

質分析（定性分析によるもの） 同 九三〇円 を「織物密度の測定
（定量分析によるもの） 同 一、五二〇円

一 同 一一〇円に、「同（なつ染によるもの） 同（混紡、交ねん糸布及び合成繊維糸布の類） 同
同（その他の糸布の類） 同

一、九八〇円 同

一、九八〇円 を「同（混紡、交ねん糸布及び合成繊維糸布の類） 一 同 一、九八〇円
九三〇円

「日光堅ろう度試験（フェードメーター使用が一五時間未満の場合） 一 一〇試料

に、同（フェードメーター使用が一五時間以上の場合） 同
水堅ろう度試験 一 試料

一、五二〇円 一〇試料を超える場合は、一試料増すごとに五〇円を加算する。
三、二七〇円 同
四六〇円

を「水堅ろう度試験」 同
四六〇円

「その他の堅ろう度試験」 同 四六〇円 「耐光堅ろう度試験」 同 一、三
のり付試験 同 一、九八〇円 を「その他の堅ろう度試験」 同 四

「薬剤応用試験」 同
汚点損傷鑑定（物理的試験によるもの） 同 一、九八〇円
六〇円 同 九三〇円

六〇円に、同（化学的試験によるもの） 同 一、九八〇円
ホルムアルデヒド定性分析 同 一、九八〇円
ホルムアルデヒド定量分析 同 二、五七〇円

蛍光エックス線分析（シーケンシャル型） 同 一七、四三〇円
ホルムアルデヒド定量分析 同 一、二八〇円

及び宝鉍石の項中 同（主成分又は全成分） 同 一、二八〇円
「定量分析（一指定成分）」 同 一、二八〇円

円 同 一、二八〇円以上七、八三〇円以
下を「分光透過率試験」 同 九三〇
円 「分光透過率試験」 同 九三〇

円 「」 同 九三〇円に改め

「電子顕微鏡試験（走査電子顕微鏡測定）」 同
同（エックス線マイクロアナライザーによる

、同表素材、機械、電子及び化学の項中 同（エックス線マイクロアナライザーによる
同（エックス線マイクロアナライザーによる

高速定性分析） 一箇所（写真一枚を含む。） 六、五八〇円 写真一枚を増すごと
一箇所 八、九八〇円

線、面分析） 一元素（写真一枚を含む。） 八、四五〇円 写真一枚を増すごと
に、五三〇円を加算する。

に三、一六〇円を加算する。」 同
を「電子顕微鏡試験（走査電子顕微鏡測定）」 同

一 一箇所（写真一枚を含む。） 一六、五八〇円 写真一枚を増すごとに一、
五三〇円を加算する。」に、 同 三、八五

同（非接触表面形状測定機による測定） 同 一、四六
同（レーザー顕微鏡による測定） 同 一、四六

〇円を「同（非接触表面形状測定機による測定 一同一三、八五〇円）」に、「同（電

圧、電流、抵抗、温度等の測定） 同 二三〇円 を「同（電圧、電流、抵抗、

射電磁波測定システムによる測定） 同 三、八二〇円」

温度等の測定） 一同一 二三〇円に、「非破壊試験（エックス線透過試験） 一フ

イルム一枚 一、六三〇円 を「非破壊試験（エックス線探傷試験） 一フィルム一枚 一

二、三〇〇円」

「同（発光分光分析装置による分析） 一件 四、四八〇

同（赤外分光フーリエ変換分析） 一成分 八、四六〇

同（イオンメーターによる測定） 一試料 二、九二〇

同（往復運動平面摩擦試験機による測定） 同 二、六六〇

円を「同（赤外分光フーリエ変換分析） 一成分 八、四六〇円 に改め、

円を「同（往復運動平面摩擦試験機による測定） 一試料 二、六六〇円」

円を「同（往復運動平面摩擦試験機による測定） 同 二、六六〇円」

円を「同（往復運動平面摩擦試験機による測定） 同 二、六六〇円」

同表木工及び塗装の項を削る。

「普通ねん糸又は飾りねん糸（単糸片よりを含む。） 一キログラ

かせ揚げ 同

のり付け（かせのりの場合） 同

別表第三号の表中 同（ローラーのりの場合） 同

これをメートルとする。 一 一七〇円 一メートル未満の

端数があるときは、これをメートルとする。 「に、「同（手仕上げによるもの）

一メートル 一試料

一試料 一、九〇〇円を 「同（手仕上げによるもの） 一試料

同（断面試料作製装置によるもの） 同

一、九〇〇円 に改める。

二、〇六〇円」

「編物組織の設計調整

別表第四号の表中 織物しま柄の設計調整

ニット製品、宝飾製品、木工製品等の図案又は図面の試作調整

一件 一、二八〇円

同 九三〇円 を「織物しま柄の設計調整

一枚 三、〇〇〇円以上一四三、七六〇円以下」

一件 九三〇円」に改め

る。

別表第五号の表を削り、別表第六号の表を別表第五号の表とする。

附則 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県障害福

祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十八号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県障

害福祉サービスの事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十

四年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第百八十条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労

を「製織

トル一〇〇本 五八〇円以上一、一六〇円以下 同

八〇円 一七〇円 一メートル未満の端数があるときは

は、これを一キログラムとする。

を「製織

を「製織

を「製織

を「製織

を「製織

を「製織

を「製織

を「製織

に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならぬ。

第八十一条第一項中「利用者」の下に「(次項において「利用者」という。)」を加え、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「あたり」を「当たり」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「以下この条」を「次項及び第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第六 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する経費は、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第八十五条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第八十一条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第八十六条中「第八十九条から」の下に「第九十一条まで、第九十三条から」を加え、「第八十六条において準用する第九十二条」を「第八十五条の二」に改め、「第九十二条中「第九十五条」とあるのは「第八十六条において準用する第九十五条」とを削る。

(山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 利用定員
 - 五 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - 六 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第七十九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
 - 七 通常の事業の実施地域
 - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
 - 九 緊急時等における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十三 その他運営に関する重要事項
- 第七十八条に次の一項を加える。
- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。
- 第七十九条第一項中「利用者」の下に「(次項において「利用者」という。)」を加え、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業

に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十四条中「、第三十六条」を削る。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十九号

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及び第五十一条」を「、第五十一条及び第七十四条第一項第一号」に改める。

第七十四条第一項第一号を次のように改める。

一 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下この条及び第八十条において「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第七十四条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児

童指導員又は保育士でなければならない。
第七十八条の次に次の一項を加える。

（情報の提供等）

第七十八条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十九条において準用する第二十八条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備、備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十九条中「から第五十二条まで」を「、第五十一条、第五十二条」に改める。

第八十条第一項中「次条第一項」を「次条第一項及び第八十一条の二」に改め、同項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第八十二条中「から第五十二条まで」を「、第五十一条、第五十二条」に、「及び第七十八条（第一項を除く。）」を「、第七十八条（第一項を除く。）」及び第七十八条の二

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が同項に規定する指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数については、この条例による改正後の第七十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の第八十条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者が同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数については、この条例による改正後の第八十条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。